

遊漁船業の適正化に関する法律

(登録の拒否)

第六条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその遊漁船業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 三 第 19 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 五 この法律、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）若しくは水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）又はこれらの法律に基づく命令（漁業法第 65 条第 2 項又は水産資源保護法第 4 条第 2 項の規定に基づく規則〈漁業調整規則〉を含む。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 六 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうちに第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 第 12 条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者
- 九 第 4 条第 1 項第 6 号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則

(遊漁船業務主任者の選任の基準)

第 10 条

2 次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。

- 一 法第 18 条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から 2 年を経過しない者
- 二 法第 6 条第 1 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに該当する者